

債務負担行為、継続費等の契約における 前払金・中間前払金の取扱い（会計年度ごとに支払い）

本案件については、債務負担行為、継続費等の2年以上にわたる契約となることから、次のとおりの取扱いとします。

1. 前金払

会計年度ごとに、請負代金の支払いの限度額（すでに支出が確定している額を除く。）の範囲内で、当該会計年度の出来高予定額に対する前払金を支払うこととします。

2. 中間前金払

会計年度ごとに、次の要件をすべて満たしている場合に中間前払金を支払うこととします。

- (1) 当該会計年度の契約期間の2分の1を経過していること。
- (2) 工程表により当該会計年度の契約期間の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該会計年度の工事に係る作業に要する経費が当該会計年度における出来高予定額の2分の1以上の額に相当するものであること
- (4) 当該工事について前金払の対象経費が支出済みであること。